

山形県屋外広告物審議会議事録

- 1 日時 平成 20 年 6 月 6 日（金） 13 時 30 分から
- 2 場所 山形県庁 16 階 1601 会議室
- 3 議題
 - (1) 諮問事項
広告景観モデル地区の指定について
 - (2) 報告事項
屋外広告物法と景観法の関係について
屋外広告物と景観形成方針との調和の考え方について
 - (3) その他
違反広告物の県内一斉簡易除却の実施について
屋外広告物の違反確認件数及び是正件数（H20.3.31 現在）
- 4 出席委員 早坂委員、西長委員、井上委員、松山委員、菅野委員代理（長谷川）、高村委員代理（三浦）、安田委員代理（堀）、中川委員、小野寺委員代理（柿崎）、飛塚委員 10 名
欠席委員 市川委員、佐藤委員、庄司委員、山畑委員、山口委員、増田委員 6 名
オブザーバー 鶴岡市建設部都市計画課 有地都市計画主査 伊藤都市計画係長
- 5 事務局報告 本審議会が開催要件を満たしていることを事務局から報告した。また、屋外広告物審議会規則第 4 条第項の規定により会長が議長になるとされている旨を説明し、早坂会長に議長をお願いした。

6 議事

（議長）

それでは、議事に入ります。

本日の議事録署名委員 2 名を私から御指名申し上げます。

井上委員、松山委員の両委員をお願いいたします。

（議長）

諮問事項第一号「広告景観モデル地区の指定について」事務局の説明を求めます。

（事務局 議案のとおり説明）

（議長）

以上につきまして御意見・御質問はございませんか。

今日は先ほど御紹介がありましたとおり鶴岡市のほうからオブザーバーとしていらっしゃっておりますので何かそちらの方にも御質問がありましたらお願いします。

(小野寺委員代理)

今、御説明がありました前回審議会での早坂会長より御指摘があったことへの対応ですが、この内容でも色彩についての記載がはっきりとせず抽象的な印象を受けましたが、実際規制ができるのでしょうか。

これで十分なのでしょうか。

(議長)

それは私も今指摘しようと思っていたのですが、私の考えではまだまだ抽象的すぎると思います。

特に基調となる色は落ち着いた色彩にするというのは具体的にどういうことなのか、落ち着いた色について何か基準はございますか。

色彩の基準には色の三属性を用いて定めているのがほとんどですが、低彩度のものに抑える基準を設けているものをよく見かけます。

そういうことについては御検討されたのでしょうか。

(事務局)

このことにつきましては、取り締まる基準ということではなく、色彩について意識していただきたいということで、落ち着いた色味にして欲しいという誘導基準になっています。

したがってマンセル値がいくつだといったところまでは設定していません。

(議長)

なぜこのようなことを申しあげるかといいますと、色彩については個人個人でまったくばらばらなとらえ方をすると思うからです。

「私にとっては落ち着いた色に見える」といえばそれで決まってしまうことになるので、必ずしも完璧な数値にはならないと思いますが、客観的な基準を設定する必要があると思います。

例えば先程申し上げましたように、低彩度の基準を設定すれば落ち着いた色になると思います。

確かに誘導基準ということで、現段階では無理かなという感じはするのですが、ただ広告物景観形成基準の2つめの基準については、白黒以外の三色とするというような具体的な基準があるので、もう少し落ち着いた色の表現についても具体性を持ったような表現ができないかなと思います。

私はそう思っているのですがいかがでしょうか。

(オブザーバー)

鶴岡市の景観計画では市域全域で壁面の色をマンセル値で規制してございます。

(議長)

そうなんですか。

(オブザーバー)

その基準は原則としてマンセル表の赤系と橙系は彩度6以下、黄系は4以下、それ以外は2以下となっております。

壁面の色を全市域で規制しておりますので、それが基調となります。

それよりは多少はみ出てもよいと思いますが、それを基準に自己チェックしていただく

ということで、それを誘導基準にしたいと考えておりますので、根底の規制があつての話ですので、それほどばらつかないのではないかと考えております。

(議長)

それは建物に関する基準でしょうか。

(オブザーバー)

建築物で高さ 13mを超える、もしくは建築面積で 500 m²を超えるものが対象で、小さい自己所有の住宅などは含まれませんが、ドラッグストアぐらいの大きさのものについては全て適用となるぐらいの規制となっております。

それを基調として、自己チェックをして周辺環境に配慮していただく形となりますので、まるっきりばらついたものにはならないと思っております。

(議長)

せっかくそういった基準があるのでしたら、やはりどこかに 印か何かで、そういうものがある、ということを示すように書いていただければより親切だと思います。

よろしくをお願いします。

他に何か御意見ございませんでしょうか。

先程から県事務局の方で説明いただいておりますが、鶴岡市の方から他に補足として説明することはございませんか。

(オブザーバー)

特にございません。

(議長)

それではこれは諮問事項ですので、挙手でもって賛否をお伺いしたいと思います。諮問事項「広告景観モデル地区の指定について」これについて賛成の方は挙手を願います。

ありがとうございます。

全会一致で賛成ということでそのとおりにさせていただきたいと思っております。

(事務局)

早坂会長に指摘いただいた、鶴岡市景観計画にある建物壁面の色の基準については、鶴岡市と調整した上で基準に盛込むような形に修正させていただきたいと思っております。

(議長)

是非そのようをお願いいたします。

続いて、報告事項のほうに入らせていただきます。

報告事項第一号「屋外広告物法と景観法の関係について」事務局の説明をお願いいたします。

(事務局 議案のとおり説明)

(議長)

ありがとうございました。

何かわかりにくいと感じるところもあるとは思いますが、それを含めて御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(飛塚委員)

景観計画の概要の中で、届出適用除外行為ということで、工作物のところで広告塔は13mまでの高さのものは除外を受けるということなのかもしれませんが、先ほどの説明では広告物法を優先させて、それに適合しているものは届出がいらぬということで第三種普通規制地域において広告物の高さ規制については15mまでとなっているのですが、美咲町も第三種地域なので15mということになっています。

13m以上に対してですとやはり届出が必要だということでしょうか。

(事務局)

これは屋外広告物法が優先されますので13mを超えている場合でも届出の必要はございません。

ただ、ここに確かに、広告塔と書いてあるので非常に紛らわしいと思いますが、工作物の定義というのが実は景観法では明確に示されておりませんので、建築基準法の工作物の定義を参考に定めています。

そこからもってきたということもあり、工作物について、広告塔を書かさせていただいております。

(議長)

建築基準法の工作物についてはどのようなものが他に書いてあるのですか。

(事務局)

主にお渡ししている景観計画の概要に書いたものが挙げられています。

煙突ですとか、高架水槽、製造施設、アスファルトプラント、貯蔵施設、遊戯施設といったものが建築基準法のほうでは記載されています。

(議長)

よろしいですか。

(飛塚委員)

ということは15mまでに抑えて作っているものについては、届出はいらぬということですね。

ただ、とてもまぎらわしいと思うところをどうにか、今から申請なさる方にとってわかりやすいような記載にしていきたいと思っております。

(事務局)

実は工作物の一番下にその他の工作物について書いていますが、こういった工作物が今後出てくるかわからない状況です。

そのようなこともありましてこのような非常に紛らわしい書き方になっている状態です。

(議長)

よろしいでしょうか。

(飛塚委員)

はい。

(議長)

他にございませんでしょうか。

ないようですので、この報告事項については承知するということにしたいと思います。

次に、報告事項第二号「屋外広告物と景観形成方針との調和の考え方について」事務局より説明願います。

(事務局 議案のとおり説明)

(議長)

ありがとうございます。

以上につきまして御意見、御質問等ございませんでしょうか。

(議長)

では私の方から一点よろしいでしょうか。

今の御説明の中で景観協定という言葉がでてきましたが、これは景観法の中にそういう規定があるということですね。

(事務局)

はい。あります。

(議長)

景観協定というものを作ることができるということですね。

これは山形県では具体的な動きとしてはまだないということですね。

(事務局)

はい。今のところはございません。

(議長)

将来的にはどうぞ考えていただきたいと思います。

是非こういう制度が景観法にあるのですから進めていただきたいと私としては思います。

(議長)

他に何か御意見、御質問等ございませんか。

特にないようでございますのでこの報告に関しては御了解いただいたということにいたします。

本日の議題は以上でございます。

この後その他で報告があるということですが、一応審議の方は終わりましたので審議会の方は終了させていただきたいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。

続きまして事務局より、その他としまして「違反広告物の県内一斉簡易除却の実施について」及び「屋外広告物の違反確認件数及び是正件数（平成 20 年 3 月 31 日現在）」について御報告させていただきます。

（事務局 資料のとおり説明）

（事務局）

これで事務局の方で用意しておりました議案はすべて終了いたしました。今回の議論を踏まえまして今後の屋外広告物行政のあり方について検討させていただきたいと思えます。

本日の審議を終了させていただきます。ありがとうございました。

平成 20 年 6 月 6 日